

訪問看護医療DX情報活用加算について

訪問看護ステーションさいがたは、質の高い訪問看護を提供するために、医療DX推進に取り組んでいます。

ご利用者様及びご家族様の同意のもと、看護師等がオンライン資格確認によってご利用者様の診療情報や薬剤情報を取得し、計画的な訪問看護管理を行う体制を整えております。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

・ 訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

1. 厚生労働省が定める電子情報処理組織を用いた請求を行っています。
2. 健康保険法第3条第13項に基づく電子資格確認を行う体制を有しています。
3. 上記の体制整備および質の高い訪問看護の実施に関する事項を、事業所内の見やすい場所に掲示しています。
4. 掲示事項を当ウェブサイトにも掲載しています。

令和7年8月29日